

令和5年5月9日

保護者様

伊勢市立浜郷小学校長
西沢宏文

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症への対応について

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は5類感染症へ移行されることに伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」については、感染状況が比較的落ち着いている「平時における感染症対策」と「感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策」等とに区別してまとめられました。また「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」については、「感染時の出席停止期間」や「濃厚接触者の取り扱い」等について変更されました。

以下、伊勢市教育委員会からの通知に記載されている内容です。この方針に従い本校においても感染予防と教育活動の両立に努めてまいります。皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 平時から求められる感染症対策

健康観察

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するようにする。
- ・児童生徒の毎日の体温チェック、提出等は不要とする。

換気の確保

- ・気候上可能な限り常時、困難な場合にはこまめに、2方向の窓を同時に開けて換気を行う。
- ・十分な換気が確保できない場合は、サーキュレータや空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を検討する。

手洗い等の手指衛生

- ・外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導する。

咳エチケットの指導

- ・咳、くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえ、他者に飛沫を飛ばさないよう指導する。

清掃・消毒

- ・清掃により清潔な空間を保つ。
- ・清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要とする。

※各校の実情に応じて、実施することもできる。

*なお、マスクについては屋外・屋内の区別なく、着用の有無は個人の判断となっております。屋外では登下校を含めマスクの着用は不要です。また、健康面や熱中症予防の観点から体育時や暑い日の屋外ではマスクを外すよう指導させていただきます。

*マスク着用の有無による差別や偏見がないよう指導いたします。

2 感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策

マスクの着用

- ・感染流行時には、一時的に教職員がマスクを着用する、又は児童生徒に着用を促すことも考えられる。(この場合にも、マスクの着用を強いることがないようにする)

活動場面ごとの感染症対策

- ・「感染リスクが比較的高い活動」(下記*印)を実施する際には、活動の場面に応じて、
「近距離、対面、大声での発声や会話を控える」
「児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する」
等の対策を講じることが考えられる。

*各教科活動(対面となるグループワーク、一斉に大きな声で話す活動、グループで行う実験・観察・調理実習、合唱やリコーダー等の演奏、共同制作等の表現や干渉の活動、組み合ったり接触したりする運動)、儀式的行事、部活動、給食、登下校等

3 感染時の出席停止期間や濃厚接触者の取り扱い

感染時の出席停止期間

- ・「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。
※無症状の感染者については、検体を採取した日から五日を経過するまで

濃厚接触者の取り扱い

- ・令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないため、例えば同居家族が感染した児童生徒においても、本人の感染が確認されていなければ、直ちに出席停止の対象とする必要はない。